



衛生管理者を派遣スタッフから選任？

1つの営業所を支社に格上げし、人員も大幅に増やします。50人以上となるため、衛生管理者の選任が必要になります。しかし、早急に有資格者（第2種衛生管理者免許保持者）を配置するメドが立ちません。派遣会社から人を融通できないでしょうか。

衛生管理者は「事業場に専属の者」の中から、試験合格者等の免許保持者等の有資格者を選任するのが原則です（安衛則第7条）。アウトソーシングで労働者を受け入れ、貴社事業場で働かせる場合の扱いは、業種によって違いがあります。



いわゆる工業的業種（第1種衛生管理者等の資格が必要）の場合、当該事業場の危険有害要因を詳しく知る必要があるため、派遣労働者は専属の者に該当しないと解されています。一方、それ以外の業種（第2種衛生管理者でも可）に関しては、「事業場の特性に左右される余地が少ない」ため、派遣・委任契約で働く労働者も「専属の者」として扱うことが認められています（平18・3・31基発第0331004号）。ただし、契約書の中で「専ら常駐し、継続して職務に当たる」旨、明確にしておく必要があります。

派遣相談事例集

労働新聞社 刊

平成 21 年 3 月 31 日	初版
平成 22 年 3 月 31 日	第 2 版

発行所 (株)労働新聞社

〒 173-0022 東京都板橋区仲町 29-9
TEL : 03-3956-3151 FAX : 03-3956-1611 <http://www.rodco.co.jp/> pub@rodco.co.jp

禁無断転載／乱丁・落丁はお取替え致します。